

ksk-info

「ksk」とは川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業の略称です【Kawasakisishakyo Shakaifukushihoujin Keieikaizensenjigyo】

発行元 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会
福祉部 施設・団体事業推進課内
社会福祉法人経営改善支援事業担当
電話 044-739-8722 (相談専用)
FAX 044-739-8737
E-mail shisetsu-dantai@csw-kawasaki.or.jp
H P <http://www.csw-kawasaki.or.jp>

★会計のマメ知識★

会計士からのためになる税務の基礎知識コーナー
年末調整での注意点～源泉徴収税には要注意!!～

25年分の「年末調整」はもうお済みでしょうか？
年に1回この時期にだけ行う計算ということと、ここ数年で毎年のように控除が変わってきていることもあり、特に職員数の多い法人様においては大変苦労されたのではないかと思います。

「年末調整」で注意していただきたいのは、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の整備です。年末調整で職員の皆様に記入していただくのは、『平成26年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書』と『平成25年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書』だったのではないのでしょうか。

「扶養控除等(異動)申告書」が平成26年分なのは、平成26年に支払う給与の所得税を『甲欄』で計算するために必要だからなのです。これから新規に入職された方に対しては、採用時に『平成26年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書』を書いてもらっていないと、所得税が『乙欄』で計算するようになります。

社会福祉法人に対する源泉所得税の調査も増えており、扶養控除等(異動)申告書の無い職員さんがいたことで遡って所得税の計算をなおすように指摘されるケースもあります。細かい所ですが、必要書類の整備を行うことが法人を守る第一歩になります。

福祉・医療事業支援機構LLP

クリックで
詳細情報

社会福祉法人の運営・経営のサポートを専門に活動している会計士のプロフェッショナル機構です。本事業の相談を担当しています。

経営改善支援事業 相談日程

1月 8日(水)・15日(水)
2月 5日(水)・19日(水)
3月 5日(水)・26日(水)

時間

14:00～16:00の間
60分～90分程度(要予約)

ご予約方法

1週間前までにご希望日時・相談内容をご連絡ください。秘密厳守いたします。

ご予約先

上記電話番号・FAX又はE-mailにてご連絡ください。

相談場所

来所・訪問どちらでも可。
お気軽にご相談ください。

経営改善支援事業とは？

川崎市内で運営している社会福祉法人が健全な運営を図り、利用者が安心して継続的なサービスを受けられる環境を確保するための事業です。

経営改善
相談事業

経営健全化計画
作成支援事業

社会福祉施設
運営費融資事業

事業案内チラシは
こちらをクリック

無料

施設運営に専門家のアドバイスを!!お気軽にご相談ください。専用電話 044-739-8722

どんな時に使うの？



経営環境の変化、新会計基準、コンプライアンスへの対応等法人運営での悩みを専門家に相談したい

定期監査や福祉サービス第三者評価で指摘を受けた事項に関して改善していきたいが具体的にどうしたらいいかわからない

★注目★

社会福祉法人の在り方等に関する検討会

厚生労働省は9月27日「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」を立ち上げた。措置制度から契約制度への転換、民間企業等の参入等、社会福祉法人を取り巻く環境が大きく変化している中、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)、「社会保障制度改革国民会議報告書」(同年8月6日公表)等において、社会福祉法人の抱える課題について具体的な対応を求められており、この検討会で、今後の社会福祉法人の在り方について幅広い検討を行うのが目的。動向に注目してみよう。

『社会福祉法人の在り方等に関する検討会』
詳細はこちらをクリック